

4長計協第 41 号
令和 5 (2023)年 3 月 23 日

はかり設置事業者各位
関係各位

長野県計量協会長

はかり検査料金改定のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当協会の事業にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当協会は長野県計量検定所などの行政機関に代わり計量法に基づくはかりの法定検査を実施する県内唯一の公益的団体であり、検査を通じて適正計量の推進に取り組んでまいりました。そのため、平成 18 年の設立以来消費税率変更に伴う改定を除いて、はかり検査料金を維持してきたところです。

これまでも効率的な検査の実施や事務経費の削減などに取り組んでまいりましたが、最近の燃料費の高騰を始めとする諸物価の上昇の他様々な社会情勢が変化する中で、残念ながら従来のはかり検査料金を維持することが困難となってまいりました。

このため、誠に不本意ではございますが、令和 5 年 4 月 1 日からはかり検査料金につきまして平均で 15%の増改定をさせていただくこととなりました。

各位には多大なご負担とご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点等ございましたら、検査担当の計量士又は事務局までお問合せいただくとともに、今後の検査につきましても是非とも当協会にご用命くださるようお願い申し上げます。

敬具

長野県計量協会事務局
松本市島立 1020 長野県松本合同庁舎 5 階
TEL : 0 2 6 3 - 4 0 - 5 2 3 0
FAX : 0 2 6 3 - 4 0 - 5 2 3 1
e-mail: keiryō-nagano@brown.plala.or.jp